

報告日:

令和

年

月

日

建築士による適合確認書

当該報告にかかる建築物の整備内容と交付申請書に記載されている建築物の設計内容との適合状況は、次のとおりであることを証明する。

(一級) 建築士 (大臣) 登録 第 〇〇〇〇〇〇 号

建築士の氏名 改修 四郎

・対象建築物の概要

名称	ホテル〇〇 本館		
対象建築物の住所	東京都江東区東陽〇〇-〇〇-〇〇 〇〇ビル 〇〇階		
用途	ホテル		
構造・階数	鉄筋コンクリート・S 造	地上 9 階 ・ 地下 1 階 ・ 塔屋 1 階	

ビル名等を記入する場合は、住所のあとに1文字空けてください

・整備内容の確認(確認し☑を記入)

☒	(1) 現地において、改修工事(今年度分)が完了していることを確認している。
☒	(2) その上で建築物の整備内容と、交付申請書(交付変更を行った場合は、最終の申請書)に記載されている建築物の設計内容が適合していることを確認している。
☒	(3) 【物件の写真】の改修工事前・施工中・工事完了後の改修工事箇所の写真について、実際の改修工事箇所のものであることを確認している。

・必要書類 特になし

建築士による確認書

様式9⑧②「建築士による適合確認書」のうち、改修工事内容に係る証明について、補助金額の確定の際及び補助金の支払い後の現場検査等の結果、故意又は悪意による虚偽の証明、未確認での証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第10条の規定に基づく懲戒処分の対象となることを十分に理解した上で、証明したものであることを確認します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(一級) 建築士(大臣)登録 〇〇〇〇〇〇 号

建築士の氏名 改修 四郎

建築士事務所名 〇〇設計株式会社 一級建築士事務所

東京都 知事 登録 〇〇〇〇〇〇 号

所在地 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

○建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）（抄） （懲戒）

第10条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。

二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

2～6 略